

第11号議案

関西広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定の件

関西広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和2年11月19日提出

関西広域連合長 井 戸 敏 三

関西広域連合条例第 号

関西広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 関西広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償等に関する条例（令和元年関西広域連合条例第1号）の一部を次のように改正する。

第22条第4項中「100分の130」を「100分の125」に改める。

第2条 関西広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第22条第4項中「100分の125」を「100分の127.5」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし第2条の規定は令和3年4月1日から施行する。

